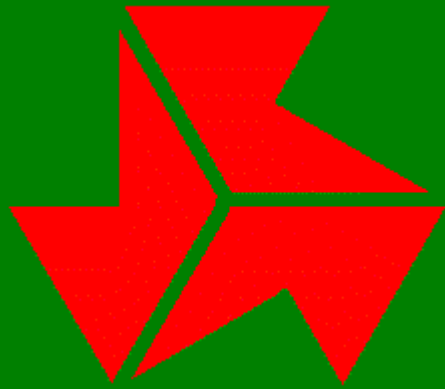


# 規 程 集



群 馬 県 高 等 学 校 体 育 連 盟



## 競技専門部

- |                |             |            |
|----------------|-------------|------------|
| (1)陸上競技        | (2)バスケットボール | (3)バレーボール  |
| (4)ソフトテニス      | (5)卓球       | (6)ラグビー    |
| (7)サッカー        | (8)ハンドボール   | (9)ソフトボール  |
| (10)水泳         | (11)体操      | (12)相撲     |
| (13)登山         | (14)バドミントン部 | (15)スキー    |
| (16)スケート       | (17)ダンス     | (18)柔道部    |
| (19)剣道         | (20)軟式野球    | (21)レスリング部 |
| (22)弓道         | (23)自転車競技部  | (24)ボクシング部 |
| (25)ウエイトリフティング | (26)フェンシング  | (27)テニス    |
| (28)空手道        | (29)アーチェリー  | (30)ボート    |
| (31)ホッケー       | (32)なぎなた    | (33)カヌー    |
| (34)少林寺拳法      |             |            |

2 専門部・競技専門部の増減は、評議員会に諮って行う。

3 専門部・競技専門部に関する規定は別に定める。

(役員等)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

- |           |          |            |          |
|-----------|----------|------------|----------|
| (1) 会 長   | 1 人      | (2) 副 会 長  | 若干人      |
| (3) 評 議 員 | 規約に定める人員 | (4) 理 事 長  | 1 人      |
| (5) 副理事長  | 1 人      | (6) 常務理事   | 規約に定める人員 |
| (7) 理 事   | 規約に定める人員 | (8) 監 事    | 2 人      |
| (9) 部 長   | 規約に定める人員 | (10) 委 員 長 | 規約に定める人員 |

(役員等の選任)

第8条 会長・副会長は評議員会で推挙する。

2 理事長・副理事長は理事の互選による。

3 理事は、加盟校から1人ずつ選出する。

4 常務理事は、理事の互選により次の人員を選出する。さらに、専門部・競技専門部の委員長を充てる。

(1) 全日制 イ) 東・中・西部の3地区から3人ずつ ロ) 北部地区から2人

(2) 定通制 イ) 専門部代表2人

(3) 競技専門部委員長

5 部長は、専門部・競技専門部の推薦によって会長が委嘱する。

6 評議員は、加盟校校長とする。

7 監事は、評議員会で選出する。

8 顧問及び参与は、評議員会に諮って会長が委嘱する。

9 その他必要を認める役員については、関係機関に諮って会長が委嘱する。

(役員等の職務)

- 第9条 会長は、本連盟を統轄し代表するとともに、すべての会議を主宰する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 会長・副会長は、理事及び評議員の資格を有する。
  - 4 理事長は、一般業務の運営について、その責に任じ理事会を代表し、会長の指示により業務を執行する。
  - 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
  - 6 理事は、理事会の構成員となり、第13条第2項に規定する職務を行う。
  - 7 常務理事は、常務理事会の構成員となり、第14条第2項に規定する職務を行う。
  - 8 評議員は、評議員会の構成員となり、第11条第2項に規定する職務を行う。
  - 9 監事は、本連盟の業務・会計を監査する。
  - 10 部長は、当該部を代表する。
  - 11 顧問は、会長の諮問に応じ、参与は重要な業務に参加する。

(役員任期)

- 第10条 役員任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。
  - 3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 会 議

(評議員会)

- 第11条 評議員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 評議員会は、次の各号に掲げることについて審議し決定する。
    - (1) 事業運営に関すること。
    - (2) 予算及び決算に関すること。
    - (3) 会則の変更に関すること。
    - (4) その他、本連盟のための必要事項に関すること。

(会長の専決)

- 第12条 会長は、緊急を要するため評議員会を招集するいとまがないと認めるときは、第11条第2項に掲げる事項について専決できる。
- 2 会長は、前項の規定による専決をしたときは、次の評議員会において承認を得なければならない。

(理事会)

- 第13条 理事会は、毎年度1回会長が招集する。ただし必要あるときは、臨時に招集することができる。
- 2 理事会は、本連盟の業務を審議し処理する。

(常務理事会)

第14条 常務理事会は、必要に応じ会長が招集する。

2 常務理事会は、本連盟の運営に関して緊急な業務を処理する。

(定員数および議決)

第15条 すべての会議は、現在数の過半数の出席がなければ開くことはできない。

2 すべての会議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第4章 会 計

(経 費)

第16条 本連盟の経費は、加盟金、専業収入、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 加盟金は、各学校を単位に納入するものとし、その額は別に定める。

(会計年度)

第17条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監 査)

第18条 監事は、毎年1回以上本連盟の業務・会計を監査する。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

## 第5章 補 則

(委 任)

第19条 この規約に定めるもののほか、規約の施行に関して必要な事項の細則は理事会に諮って会長が定める。

(附 則)

この規約は昭和23年4月1日から効力を生ずる。

高等学校には、中等教育学校後期課程を含む。

### 3 群馬県高等学校体育連盟諸規程

昭和24年1月29日制定

〃 47年4月14日 〃

〃 56年1月10日 〃

〃 58年1月22日 〃

〃 60年4月10日 〃

平成7年12月5日 〃

〃 13年4月11日 〃

〃 23年4月13日 〃

〃 25年6月4日 〃

#### (1) 群馬県高等学校体育連盟雑則

##### 第1章 加盟規則

(組 織)

第1条 本連盟規約第5条に定めた本連盟加盟校をもって構成する。

(加盟単位)

第2条 本連盟に加盟する単位は、各学校（定通制は別途）とし、学校長を代表者とする。

(登録会員)

第3条 本連盟に加盟するもので、本連盟主催及び県、関東、全国等の大会に出場する者は、別に定める登録会員であること。

(役 員)

第4条 本連盟の役員は別に定める場合を除き、加盟校教職員でなければならない。

(会 費)

第5条 本連盟加盟校の生徒は、毎年会費を下記により納入する。

(1) 1人700円、ただし定通制は1人350円とする。

(2) 会費の額の決定は、毎年度初めに評議員会で行う。

(3) 会費の納入は、5月末日までとし、止むを得ない場合は、事前に連絡して延期することができる。

(4) 納入方法は、加盟校ごとにまとめ、事務局の指定する金融機関に振り込むものとする。

(罰 則)

第6条 加盟者でこの規則に違反したときは、理事会又は常務理事会に諮って、加盟を解除することができる。

(改正・発効)

第7条 この規則は、評議員会の議を経なければ改正できない。

第8条 この規則は、昭和23年4月1日より効力を生ずる。

## 第2章 登録会員

(登録会員)

第9条 登録会員は、加盟校ごとに評議員の資格審査を経て、会費の納入を完了したものである。ただし、次の各号に該当するものは、その資格を停止され、または失う。

- (1) 加盟校から退学した者（県内の加盟校への転校の場合を除く）。
- (2) 加盟校から大会出場を停止されている者。
- (3) 本連盟から大会出場を停止された者。

(代表出場校)

第10条 登録会員は、本連盟、関東及び全国高等学校体育連盟の主催する大会または本連盟の承認した県、関東、全国の大会以外には本連盟代表としては出場できない。

(資格の失格・停止)

第11条 本連盟の規定に違反したときは、登録会員の資格を失うかまたは停止される。

## 第3章 競技会

(主管)

第12条 本連盟規約第6条に定めた競技専門部は、当該競技の普及向上につとめ、それぞれの競技会を主管する。ただし、競技会の主催は本連盟とし、事前に承認を得ること。

主管する競技会は次のとおり

- (1) 群馬県高等学校総合体育大会
- (2) 群馬県高等学校選手権大会
- (3) 群馬県高等学校新人大会
- (4) 群馬県高等学校定通制大会
- (5) 関東高等学校体育大会（開催年）
- (6) 全国高等学校体育大会（開催年）
- (7) その他本連盟の認める行事（専門部行事・リーダー研等）

(開催日)

第13条 本連盟が主催する競技会は、休業日、国民の祝日、週休日開催を原則とする。

大会日程は、生徒の健康管理に留意し短期間で合理的に設定するように配慮すること。

※ただし、上記以外で開催する期日は事前に会長の承認を必要とする。

(諸経費支出基準)

第14条 本連盟が主催する競技会等で諸経費の支出は下記内容を基準とする。

- (1) 謝 金 審判謝金：当該大会の生徒引率者に対し審判謝金は支給しない。
- (2) 賃 金 補助役員生徒（含食料費）：1人1日500円までとする。
- (3) 消耗品費 時価実費
- (4) 食料費 役員等の弁当代：800円までとする。
- (5) 借 損 料 規定額

(競技会への参加)

第15条 加盟校生徒が本連盟主催の競技会に参加する場合は、当該校長の承認を得て、校長の認めた引率者により引率されなければならない。また、本連盟が認めた競技会以外の競技会への参加については、本連盟は関与しない。

## 第4章 表彰

(栄誉賞)

第16条 本連盟は、次の栄誉賞をおく。

功労賞、優秀選手賞、最優秀選手賞、優秀監督賞、優秀学校賞これに関する規定は別に定める。

(競技会の褒賞)

第17条 本連盟が主催する競技会で授与する褒賞は、事務局がこれをつかさどる。

## 第5章 旅費

(旅費)

第18条 本連盟の旅費は群馬県職員等の旅費に関する条例又は公益財団法人全国高等学校体育連盟旅費規定に準ずる。

ただし、特別の場合は会長の承認を得て支給することができる。

第19条 本連盟より旅費を支給する会議は次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び部長会
- (2) 理事会
- (3) 常務理事会
- (4) 専門部会
- (5) その他会長が必要と認めた時

2 次の場合は、本連盟では支給できない。

- (1) 競技専門部会
- (2) 大会審判としての出向（関東大会派遣審判員を除く）
- (3) 本連盟代表選手としての出向  
(ユニフォーム)

第20条 全国高等学校総合体育大会夏季大会に参加する監督に対して、本県公式ユニフォームを支給する。

### (2) 群馬県高等学校体育連盟事務局規程

第1条 本連盟規約第2条の定めるところにより、本連盟の事務を処理するために事務局を置く。

第2条 事務局は県立前橋商業高等学校に置く。



- 第3条 事務局に次の職員を置く。
- |      |    |    |     |
|------|----|----|-----|
| 事務局長 | 1人 | 参事 | 若干人 |
| 会計   | 1人 | 庶務 | 若干人 |
- 第4条 事務局職員は専門部員を兼ねることができる。
- 第5条 事務局職員は事務局所在校関係者より任免する。
- 第6条 事務局職員に手当を支給することができる。

### (3) 群馬県高等学校体育連盟専門部規程

第1条 本連盟規約第6条の定めにより、本連盟に次の専門部を置き、各部の専門事項についての事務を処理する。

- (1) 研究部 (2) 編集部 (3) 強化部 (4) 定・通制部

第2条 専門部員は、本連盟の会員の中から理事会に諮って会長が委嘱する。

第3条 専門部の構成は次のとおりとする。

- (1) 部長 1人 (2) 副部長 若干人 (3) 委員長 1人  
(4) 副委員長 2人以内 (5) 部員 若干人

第4条 専門部の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 部長は専門部を代表する。  
(2) 委員長は部長を補佐し、部の業務をつかさどる。

第5条 専門部は必要に応じて部会を開催して、その事務を処理する。

- (1) 専門部会は部長が招集して司会する。  
(2) 専門部はその議事録を作成し、常務理事会等に報告する。

第6条 専門部間の連絡・調整のために部長会を置く。

- (1) 部長会は会長が招集して司会する。

第7条 各専門部の担当する事項は次のとおりである。

(1) 研究部

- ア 正課及び課外体育に関すること。  
イ 高等学校の体育設備に関すること。  
ウ 県高等学校総合体育大会に関すること。  
エ 高等学校保健体育の研究に関すること。  
オ その他常務理事会から付託された事項に関すること。

(2) 編集部

- ア 刊行物の編集発行に関すること。

(3) 強化部

- ア 選手強化育成に関すること。

(4) 定・通制部

- ア 定時制・通信制体育大会等の運営に関すること。

#### (4) 群馬県高等学校体育連盟競技専門部規程

第1条 本連盟規約第6条にもとづき競技専門部の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 競技専門部員は本連盟の会員で組織する。

第3条 競技専門部の構成は次のとおりとする。

- (1) 部長 1人 (2) 副部長 若干人 (3) 委員長 1人
- (4) 副委員長 2人以内 (5) 常任委員 (6) 部員

第4条 競技専門部の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 部長は部を代表する。
- (2) 委員長は部長を補佐し、部の業務をつかさどる。

第5条 競技専門部は必要に応じて部会を開催し、その業務を処理する。

- (1) 部会は部長が招集して司会する。
- (2) 競技専門部はその議事録を作成し、必要事項については常務理事会に報告する。

第6条 競技専門部の連絡、調整のために部長会、委員長会を置く。

- (1) 部長会は会長が招集し、会長が司会する。
- (2) 委員長会は会長が召集し、理事長が司会する。

第7条 競技専門部の担当する事項は次のとおり。

- (1) 競技会の開催・運営
  - ア 県高校総体 イ 県高校選手権大会 ウ 県高校新人大会 エ その他
- (2) その他必要な事業

#### (5) 群馬県高等学校体育連盟表彰規程

本連盟雑則第14条に基づき次の規程を定める。

(種類)

第1条 本連盟の授与する荣誉賞は次の5種とする。

功劳賞、優秀選手賞、最優秀選手賞、優秀監督賞、優秀学校賞

(表彰区分)

第2条 荣誉賞の基準は次のとおりとする。

- (1) 功劳賞 本連盟の役員で業務推進に功劳のあった者。
- (2) 優秀選手賞 高校生としての態度が模範的であり、全国大会で優秀な成績をおさめた者。
- (3) 最優秀選手賞 当該年度において最も優秀な成績をおさめた者又は団体、ただし、優秀選手賞とは同一年度において重複しない。
- (4) 優秀監督賞 2・3項に該当する選手又は団体を育てた監督。
- (5) 優秀学校賞 県高校総体において同一種目で通算して10回優勝した学校。なお、特に連続して10回優勝した学校については特別優秀学校賞とする。

(選考及び表彰方法)

第3条 選考及び表彰方法は次のとおりとする。

- (1) 常務理事会において毎年1回選考を行う。ただし功労賞については記念的年度に限ることができる。
- (2) 功労賞及び優秀学校賞は翌年度県高校総体で、また優秀監督賞は常務理事会でそれぞれ表彰する。ただし、優秀選手賞・最優秀選手賞については2月上旬に各学校で表彰するよう依頼する。

(財源)

第4条 本連盟表彰規程に基づく栄誉賞の褒賞費財源は一般会計を充てる。

## (6) 群馬県高等学校体育連盟傷病見舞金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県高等学校体育大会開催の趣旨に基づき、参加生徒・引率責任者(監督・コーチ等)・大会役員の競技に係る傷病見舞金(以下「見舞金」という)に関することを定める。

(事務局)

第2条 この見舞金を取り扱う事務局は、群馬県高等学校体育連盟事務局内に置く。

(目的)

第3条 この見舞金は、本連盟に係る運動競技大会等の運動競技中に起きた傷病に対し見舞金を給付することにより、スポーツ活動の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第4条 この規程において、次の項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

(1) 運動競技大会等、次に掲げる大会又は行事をいう。

- ア 群馬県高等学校総合体育大会
- イ 群馬県高等学校選手権大会
- ウ 群馬県高等学校新人大会
- エ 群馬県高等学校定通制選手権大会
- オ 関東高等学校体育大会
- カ 全国高等学校総合体育大会
- キ 全国高等学校定通制体育大会
- ク その他、本連盟の認める行事(諸規定 規則12条に同じ)

(2) 運動競技中

運動競技大会等の開催期間中、競技会場及び指定された練習会場における競技中及び練習中をいう。

(3) 生徒及び引率責任者・大会役員

本連盟の加盟校、専門部登録の生徒及び引率責任者・大会役員で学校長が第4条第1項に規定する運動競技大会等の参加を認めた者及び大会役員をいう。

(見舞金の給付)

第5条 本連盟は、生徒及び引率責任者・大会役員が運動競技大会等の運動競技中に起きた傷病について、当該生徒及び引率責任者・大会役員に対して見舞金を給付する。

(見舞金の種別等)

第6条 見舞金の種別、要件及び金額は次のとおりとする。

種 別	要 件	金 額
傷病見舞金	3ヶ月以上入院加療を必要とする傷病	50万円以内で群馬県高等学校体育連盟傷病見舞金審査会(以下「審査会」という)の審査を経て、本連盟の会長が決定する金額
障害見舞金	独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令別表による障害	独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令別表によるそれぞれの等級に応じて審査会の審査を経て本連盟の会長が決定する金額
死亡弔慰金		50万円

2 前項の規程にかかわらず傷病見舞金の給付を本連盟の会長が必要と認めるときは、給付を行うことができる。ただし、この場合会長は事後審査会に報告しなければならない。

(請求手続)

第7条 見舞金を請求するときは、別紙様式により当該専門部長が傷病等報告書に医師の診断書を添えて、本連盟会長に提出しなければならない。

(審査会)

第8条 見舞金の給付の可否及び金額を審査するため本連盟に審査会を置く。

2 審査会の構成は次のとおりとする。

審査委員長 1名 審査委員 若干人

3 審査委員長、委員は本連盟会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

4 審査委員長は審査会の会務を総括する。

5 審査会に必要な事項は会長が別に定める。

(経費)

第9条 この見舞金に要する経費は次のとおりとする。

(1) 本連盟負担金 (2) 前年度繰越金 (3) その他の収入

(会計)

第10条 この見舞金の会計は特別会計とする。

第11条 この見舞金の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 この見舞金の会計は、本連盟監事の監査を受けなければならない。

(規程の改正等)

第13条 この見舞金規程の改正には、本連盟常務理事会及び評議員会の承認を必要とする。

第14条 この見舞金規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規程は、昭和56年4月1日より施行する。

## 群馬県高等学校体育連盟事務局会計処理要綱

(趣旨)

第1条 群馬県高等学校体育連盟事務局(以下「事務局」という。)の会計に関しては、群馬県高等学校体育連盟諸規定(以下「諸規定」という。)に定めるもののほかこの要綱に定めるところによるものとする。

(出納)

第2条 金銭の収納及び支出については、調定会議書(別記様式第1号)、支出回議書(別記様式第2号)、に基づいて行うものとする。

(収入及び支出予算科目の区分)

第3条 収入支出予算科目の区分は別表のとおりとする。

(収入の方法及び収入金の保管)

第4条 収入は、現金で収入するものが適当なものを除き、原則として口座振替によって行うものとする。

2 会計は、収納した現金について、全て指定した金融機関に預け入れなければならない。

(金融機関の指定)

第5条 事務局の取扱金融機関は、群馬銀行及び東和銀行とする。

(支出負担行為)

第6条 支出の原因となるべき契約その他の行為(以下「支出負担行為」)をしようとするときは、第2条の規定によるもののほか、必要に応じて諸規定で定めるものとする。

(支出)

第7条 支出命令は、次の各号に掲げる事項を確認したうえで、支出回議書により行わなければならない。

- (1) 法令その他の規定に違反していないこと
- (2) 予算の目的に違反していないこと
- (3) 支出科目、金額及び債権者に誤りがないこと
- (4) 予算額を超過していないこと

2 支出回議書には、請求書、契約書の写しその他支出を必要とすることを証明する書類を添付するものとする。ただし、請求書を徴しがたい場合、その他事務局理事長が請求書を徴する必要がないと認めた場合は、支出を証する書類等をもって処理することができる。

(支出方法)

第8条 支払は、原則として口座振替によるものとする。

2 支払をしたときは、その領収証書を徴さねばならない。ただし、領収証書を徴することができない場合には、支払証明書をもってこれに代えることができる。また、口座振替の場合は、銀行の領収書をもってこれに代えることができる。

(資金前渡)

第9条 次に掲げる経費については、資金前渡することができる。

- (1) 報奨費、費用弁償その他これに類する経費
- (2) 遠隔の地又は交通不便地において支払いする経費
- (3) 会議、講習会その他これに類する会合において直接支払を要する経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた経費

2 精算は、前渡金精算書によるものとする。

(資金前渡職員の指定)

第10条 会長は、事務局員のうちから資金前渡職員を指定する。

(概算払)

第11条 次に掲げる経費については、概算払いすることができる。

- (1) 旅費
- (2) 委託料
- (3) 負担金及び補助金
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた経費

(前金払)

第12条 次に掲げる経費については、前金払いすることができる。

- (1) 官公署その他公益法人に対して支払う経費
- (2) 負担金及び補助金
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた経費

(立替金)

第13条 次に掲げる経費については、立替金を認めることができる。

- (1) 駐車料及び有料道路の通行料
- (2) 出張中において緊急を要するため、即時調達しなければ業務の遂行に支障を来す経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた経費

(派遣費等)

第14条 関東高等学校体育大会・全国高等学校総合体育大会・全国高等学校定時制・通信制体育大会に参加する選手に対して、別紙処理規定に基づき派遣費等の一部を補助する。

(会計帳簿)

第15条 事務局に次に掲げる帳簿を備えるとともに、必要に応じ補助簿を設けるなど所用の措置を講じなければならない。

- (1) 収入調定簿
- (2) 支出負担行為簿
- (3) 現金出納簿

(会計帳簿等の保存年限)

第16条 会計帳簿及び収入支出の証拠書類は、10年間保存しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事務局の会計事務については、群馬県及び財団法人全国高等学校体育連盟の財務に関する諸規程を準用する。

付 則

この要綱は、平成22年 4月13日から施行する。

# 全国高等学校総合体育大会及び関東高等学校体育大会派遣費等処理規程

(補助対象者)

第1条 派遣費支給補助の対象は下記のとおりとする。

- (1) 関東高等学校体育大会（以下「関東大会」という。）各競技実施要項参加資格を有する選手（本県が開催地でない競技会）、ただし、スキー競技会は本県開催地を認める。
- (2) 全国高等学校総合体育大会（以下「全国大会」という。）各競技実施要項参加資格を有する選手
- (3) 全国高等学校定時制・通信制体育大会（以下「全国定通制大会」という。）各競技実施要項参加資格を有する選手

(派遣費等支給基準)

第2条 派遣費支給基準は競技実施要項に記載する会場地最寄り駅までの交通費とする。

(1) 前橋駅を基準として、競技会場地までの最も経済的な経路及び方法により旅行した最寄り駅までの交通費実費（鉄道は学生割引を適用）を基準とし、さらに県と協議した相当額とする。

(2) 急行・特急料金及び航空運賃は「群馬県職員等の旅費に関する条例」の例による。

2 第1条第2項及び第3項の対象者が着用する本県公式ユニフォーム代金の一部を補助する。

(1) 本県公式ユニフォーム代金の残額は上記大会参加校が負担する。（学校負担金）

(通知及び交付)

第3条 関東大会・全国大会・全国定通制大会参加申込書に基づき、第2条の支給基準で事務局が算出した金額を学校長あてに通知し、交付する。

2 全国大会（夏季）・全国定通制大会の派遣費等補助金は総額から公式ユニフォーム学校負担金を差し引いて通知し、交付する。

(実績報告)

第4条 派遣費等補助金の交付を受けた学校長は、派遣事業の完了後、実績報告書（派遣費様式1）を1ヶ月内に提出すること。

派遣費様式1	・事業報告書	(第1号—1様式)
	・収支決算書	(第1号—2様式)

2 派遣費等補助金に精算残金が生じた場合は戻入すること。